

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

資料 1-3

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
[総 則] 第 1 章 風水害等対策の計画的推進 第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 (P10) 4 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。 (略) (2) <u>NTT</u>東日本株式会社神奈川事業部 ア 電気通信施設の整備及び点検 イ 電気通信の特別取扱 ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧 (以降、「東日本電信電話株式会社」は「NTT 東日本株式会社」に統一) [風 水 害] 第 2 章 減災に向けたまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 (P16) 9 復興事前準備【市長室、まちづくり政策部】 国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の理解や他自治体の取組等の情報収集により復興事前準備の取組を進めます。 第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化	[総 則] 第 1 章 風水害等対策の計画的推進 第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務 (P10) 4 指定公共機関 指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。 (略) (2) 東日本<u>電信電話</u>株式会社神奈川事業部 ア 電気通信施設の整備及び点検 イ 電気通信の特別取扱 ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧 [風 水 害] 第 2 章 減災に向けたまちづくり 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 (P16) 9 復興事前準備 国土交通省の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」の理解や他自治体の取組等の情報収集により復興事前準備の取組を進めます。 第2節 公共施設の安全対策、防災機能の強化	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《現状》 ○ 市庁舎は災害対策活動の中核となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように、非常用発電設備などを設置しています。 《今後の取組みの方向》 1 予備施設の確保【市長室】 災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には文化公園会館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。 第3節 河川改修等 《現状》 ○ 相模川水系では、国及び県により、想定し得る最大規模の降雨で河川が氾濫した場合を想定した洪水浸水想定区域図を公表し、金目川水系でも県による洪水浸水想定区域図を公表しました。 ○ 河川管理者、流域自治体、企業及び市民などが協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するため、相模川流域治水協議会が令和2年に設立され、金目川流域においても金目川流域治水協議会が令和3年に設立されました。 （以降「住民」を「市民」に統一）	《現状》 ○ 市庁舎は災害対策活動の中核となることから、災害対策本部機能を備えるとともに、災害時にも自立性が確保できるように、非常用発電設備などを設置しています。<u>また、災害時に市役所を訪れる市民及び市内在勤在学の方々等のための情報提供の場や一時的に退避する場としての機能を備えています。</u> 《今後の取組みの方向》 1 予備施設の確保【市長室】 災害対策本部は市庁舎本館に設置されますが、災害により市庁舎本館に支障が生じた場合には平塚市美術館に災害対策本部を設置するため、予備施設においても災害対策本部設置を考慮して、通信等に必要な機能整備を進めます。 第3節 河川改修等 《現状》 ○ 相模川水系では、国及び県により、想定し得る最大規模の降雨で河川が氾濫した場合を想定した<u>新たな</u>洪水浸水想定区域図を公表し、金目川水系でも県による<u>新たな</u>洪水浸水想定区域図を公表しました。 ○ 河川管理者、流域自治体、企業及び住民などが協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するため、相模川流域治水協議会が令和2年に設立され、金目川流域においても金目川流域治水協議会が令和3年に設立されました。	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《今後の取組みの方向》 2 家屋倒壊等氾濫想定区域における立ち退き避難の周知及び啓発【市長室】 家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対し、洪水ハザードマップを活用し、説明会等を通して立ち退き避難の周知及び啓発を図ります。 第4節 雨水排水対策 《今後の取組みの方向》 5 自助対策の支援【土木部】 台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、簡易止水板等購入費補助事業の実施及び市民による土のうの設置を支援するため「土のうステーション」の整備を進めます。<u>また、下水道、河川等への雨水の集中的な流出を抑制するため、雨水貯留槽の購入費用の一部を補助します。</u> 第6節 土砂災害対策 (P23) 《現状》 ○ 本市における県指定急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地法及びその指定基準に基づき、県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域は<u>9</u>か所となっています。 《今後の取組みの方向》 (3) 土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。	《今後の取組みの方向》 2 家屋倒壊等氾濫想定区域における立ち退き避難の周知及び啓発【市長室】 家屋倒壊等氾濫想定区域の住民に対し、<u>新たに作成する</u>洪水ハザードマップを活用し、説明会等を通して立ち退き避難の周知及び啓発を図ります。 第4節 雨水排水対策 《今後の取組みの方向》 5 自助対策の支援【土木部】 台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、簡易止水板等購入費補助事業の実施及び市民による土のうの設置を支援するため「土のうステーション」の整備を進めます。 第6節 土砂災害対策 (P21) 《現状》 ○ 本市における県指定急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地法及びその指定基準に基づき、県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域は<u>8</u>か所となっています。 《今後の取組みの方向》 (3) <u>警戒区域内の高齢者、障がい者等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)に対して、円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報、警報及び避難情報の伝達方</u>	・ 取組進捗による修正 ・ 取組進捗による修正

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
[風 水 害] 第 3 章 平常時の対策 第1節 災害時情報の収集・提供体制 (P29) 《現状》 市防災行政無線(固定系)、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート(災害情報共有システム)の他、FM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム、<u>市ホームページ</u>、<u>SNS等</u>を活用し、情報の収集及び提供体制ができています。 1 市防災行政無線(固定系) 市防災行政無線(固定系)は、災害対策放送室の基地局(<u>親局</u>)から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各<u>子局</u>における個別放送やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。 なお、<u>各子局</u>のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信する<u>防災ラジオ</u>や戸別受信機(以下、「防災ラジオ等」という。)を<u>自治会</u>や公共施設等に配<u>付</u>し、災害情報伝達体制の	<u>法を定めます。</u> (4) 土砂災害ハザードマップを活用し、避難経路の検討や救助を含めた訓練等を通じて、警戒区域における円滑な警戒避難体制の確保を図ります。 [風 水 害] 第 3 章 平常時の対策 第1節 災害時情報の収集・提供体制 (P29) 《現状》 ○ 市防災行政無線(固定系)、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システム、Lアラート(災害情報共有システム)の他、<u>携帯電話</u>やFM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システムを活用し、情報の収集及び提供体制ができています。 1 市防災行政無線(固定系) 市防災行政無線(固定系)は、災害対策放送室の基地局から市内全域に屋外拡声放送ができる装置を持ち、その速報性は緊急放送等の広報媒体として効果的です。また、各<u>受信所</u>における個別やグループ放送も可能となっています。無線局については、「平塚市防災行政無線局管理運用規程」等に基づき、管理及び運用を行っています。 なお、<u>受信所</u>のほか災害発生時の補完的措置として、防災行政無線の情報を受信するラジオや戸別受信機(以下、「防災ラジオ等」という。)を<u>自主防災組織</u>、公共施設等に配<u>置</u>し、災害情報伝達体制の充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用	・ 現状の取組に合わせた修正

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
充実を図っているほか、防災行政無線と連動した一斉情報配信システムを運用することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。 7 その他の通信設備等 (2) 緊急電話放送システム(緊急割込み放送) 市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政無線(固定系)に加え、(株)湘南平塚コミュニティ放送と締結した「広報活動の協力に関する協定」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、<u>必要に応じて</u>緊急割込み放送を行います。 (以降「●●協定書に基づき…」は「●●協定に基づき…」に表記を統一) (5) 緊急速報メール <u>緊急情報等を市域内にある携帯電話・スマートフォン等に一斉配信する</u>緊急速報メール等を通じた災害情報の伝達を行います。 <u>(6) 市ホームページ、SNS</u> <u>市ホームページ、SNS を通じた災害情報の提供を行います。</u> 《課題》 ○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や公共施設だけでなく、<u>引き続き、希望する市民等に対し配付するほか、スマートフォン等を活用した</u>情報伝達手段の<u>啓発を行う</u>必要があります。 ○ 緊急速報メールや<u>市ホームページ</u>、SNS等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。	することで、迅速な情報提供の体制を整備しています。 7 その他の通信設備等 (2) 緊急電話放送システム(緊急割込み放送) 市民に対する災害応急対策情報の迅速な伝達は、防災活動の円滑化及び民心の安定の上からも重要です。このため、防災行政無線(固定系)に加え、(株)湘南平塚コミュニティ放送と締結した「広報活動の協力に関する協定<u>書</u>」に基づき、平成7年3月にFM放送局に設置した設備により、「FM湘南ナパサ」を通じて、緊急割込み放送を行います。 (5) 緊急速報メール、<u>SNS</u> 緊急速報メール、<u>SNS</u>等を通じた災害情報の伝達を行います。 《課題》 ○ 市民への情報伝達体制を強化するため、防災ラジオ等を自治会や公共施設だけでなく、<u>市内全域に普及していく必要がある一方、スマートフォンの普及によりその他の</u>情報伝達手段<u>への移行も進めていく</u>必要があります。 ○ 緊急速報メールやSNS等、様々なツールを使った情報発信の効率化が必要です。	・ 現状の取組に合わせた修正

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《今後の取組みの方向》 7 防災ラジオの配付継続及びその他情報伝達手段の啓発【市長室】 災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配付を継続実施するほか、スマートフォン等を活用した情報伝達手段の啓発を行います。 第2節 災害対策本部等組織体制 (P33) 《現状》 ○ <u>災害対策本部を設置した時には災害対策戦略室を設置し、統括部、関係部班及び関係機関が一堂に会し、災害時の情報収集、分析、対策立案等を行うとともに、応急対策における総合調整を行います。</u> ○ <u>令和7年4月の改訂において災害対策本部組織及び分担業務を見直しました。</u> ・ <u>統括部、秘書広報部、物資・給水部を設置</u> ・ <u>他自治体等の応援職員を円滑に受け入れるために職員・受援班を設置</u> ・ <u>災害関連死を防止するために保健活動班を創設</u> 《今後の取組みの方向》 1 災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】 <u>災害対応が必要となった場合、災害対策本部設置前であっても</u>各部は災害対策本部の分担業務を実施します。 3 予備施設の整備【市長室】 災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である文化公園	《今後の取組みの方向》 7 防災ラジオの継続【市長室】 災害情報をより確実に伝達するため、市内全域を対象として、防災ラジオの有償配付を継続実施します。 第2節 災害対策本部等組織体制 (P33) 《現状》 (追加) (追加) 《今後の取組みの方向》 1 災害対策本部設置前における分担業務の実施【関係部局】 災害対策本部設置前に、<u>災害対応が必要となった場合、</u>各部は災害対策本部の分担業務を実施します。 3 予備施設の整備【市長室】 災害対策本部室が被災した場合を想定して、代替施設である平塚市美	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>会館</u>に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。 4 <u>災害時受援体制の整備【市長室】</u> <u>災害発生時において、各種人的支援、物的支援を円滑に受入れるために、災害時受援マニュアルの作成や各種訓練を実施します。</u> 6 <u>災害対策本部対応力強化【市長室、関係部局】</u> <u>災害対策本部要員に対する防災意識向上の研修や各種訓練等を実施し災害対応力の強化を図ります。</u> 7 <u>災害対応の効率化・高度化【市長室、関係部局】</u> <u>デジタル技術等を活用し、災害対応の効率化・高度化を図ります。</u> 第3節 救急・救助活動体制 《現状》 ○ 大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用し<u>ています。</u> ○ <u>消防指令センター</u>が災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。 《今後の取組みの方向》 2 消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具等の整備強化に努めます。 第5節 避難対策 (P37) 《現状》 ○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した	<u>術館</u>に情報収集伝達に対応する通信回線等対策機能の整備を進めます。 4 <u>専門的な機関等の機能活用【市長室】</u> <u>大規模災害時には、迅速かつ的確な対応が求められることから、必要に応じて、専門的な機関等が有する機能の活用について検討します。</u> (追加) (追加) 第3節 救急・救助活動体制 《現状》 ○ 大磯町及び二宮町と消防指令センターを共同運用し、<u>災害情報を一元管理することで、災害時の対応の迅速化を図っています。</u> 《今後の取組みの方向》 2 消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具<u>及び資材</u>等の整備強化に努めます。 第5節 避難対策 (P37) 《現状》 ○ 災害により鉄道や路線バスなどの公共交通機関の運行が停止した	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど<u>2</u>か所のほか県が指定する県有施設<u>1</u>か所、<u>市有施設2か所</u>を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。 ○ <u>地区公民館において指定緊急避難場所開設時の円滑な運営のため、平常時に地区公民館指定緊急避難場所運営会議を開催し、運営マニュアルの点検等を行っています。</u> 第6節 帰宅困難者対策 《今後の取組みの方向》 1 帰宅困難者への情報提供【市長室】 平常時から、市ホームページ等を使って、<u>帰宅困難者に</u>飲料水やトイレ等の<u>提供を行う施設である</u>、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害時伝言ダイヤル等の周知に努めます。 3 帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【市長室】 JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、<u>平塚駅周辺地区の</u>民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。 第7節 要配慮者等への対策 《現状》 ○ <u>災害関連死防止を目的として保健医療福祉部に保健活動班を創設しました。</u> 《課題》 ○ <u>保健医療福祉部の各班及び病院部、平塚市医師会等の関係機関</u>	場合の帰宅困難者が発生したときのために、JR平塚駅周辺に市が協定締結した民間ビルなど<u>4</u>か所のほか県が指定する県有施設<u>2</u>か所を帰宅困難者一時滞在施設として必要に応じて開設します。 第6節 帰宅困難者対策 《今後の取組みの方向》 1 帰宅困難者への情報提供【市長室】 平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供します。また、家族等との安否確認については、災害時伝言ダイヤル等の周知に努めます。 3 帰宅困難者用一時滞在施設の拡充【市長室】 JR平塚駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進めます。 第7節 要配慮者等への対策 《現状》 (追加) 《課題》 (追加)	・ 防災基本計画改

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>の連携強化の推進が必要です。</u> ○ <u>発災後に被災地外から派遣される保健医療福祉活動チームの受援体制・連携体制の整備が必要です。</u> 《今後の取組みの方向》 1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進<u>及び制度の周知・啓発</u>【市長室、福祉部】 個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めていきます。 <u>また、作成促進のため、制度の周知・啓発に努めます。</u> 10 受援体制の構築【市長室、福祉部、<u>健康・こども部</u>】 災害時、<u>災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）</u>、神奈川DWAT、<u>保健師チーム等</u>の円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。 <u>11 保健医療福祉活動の訓練【市長室、福祉部、健康・こども部、市民病院</u> <u>災害時の保健医療福祉活動の連携強化に向けた訓練を実施します。また、訓練では広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、災害時情報共有システム、神奈川県災害情報管理システム等の各種システムの利用体制や活用方法等について検討を進めます。</u> 12 施設の安全確保【各事業者】 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 《現状》	《今後の取組みの方向》 1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【市長室、福祉部】 個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。特に優先度の高い者については、福祉専門職の参画を得て、作成を進めていきます。 10 受援体制の構築【市長室、福祉部】 災害時、神奈川DWATの円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。 （追加） 11 施設の安全確保【各事業者】 第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策 《現状》	訂による追記 ・ 防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
○ 市民へ1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。 ○ 災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を<u>公共施設</u>に設置しています。 ○ <u>要配慮者、女性、子どもにも配慮した備蓄品の調達に努めています。</u> 《課題》 ○ トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の<u>快適</u>なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの整備を促進していく必要があります。 ○ <u>被災者に対する栄養バランスのとれた適温の食事提供が求められています。</u> 《今後の取組みの方向》 1 市民のニーズを考慮した計画的な備蓄<u>及び公表</u>【市長室】 食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、栄養バランス、食の多様化、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。<u>その備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表します。</u> 7 マンホールトイレの整備促進【市長室、<u>土木部</u>】 避難所の<u>快適</u>なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの整備促進に努めます。 <u>11 物資 システム(B-PLo)の活用</u>【市長室、総務部、産業振興部】	○ 市民へ<u>3日から</u>1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。 ○ 災害発生時に、飲料を無償で提供を受けることができる災害救援型自動販売機を設置しています。 《課題》 ○ トイレは、複数のタイプを備蓄する必要がありますが、避難所の<u>良好</u>なトイレ環境を早期に確保するためには、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できるマンホールトイレの整備を促進していく必要があります。 《今後の取組みの方向》 <u>飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等に当たっては、平常時の場合、次の基本的方向に沿って行うものとします。</u> 1 市民のニーズを考慮した計画的な備蓄【市長室】 食料、生活必需品等の備蓄に当たっては、市民のニーズを考慮し、栄養バランス、食の多様化、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進めます。 7 マンホールトイレの整備促進【市長室、<u>都市整備部</u>、<u>学校教育部</u>】 避難所の<u>良好</u>なトイレ環境を早期に確保するため、マンホールトイレの整備促進に努めます。 (追加)	・ 必要日数に修正 ・ 防災基本計画改訂による追記 ・ 災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記 ・ 災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>物資 システム(B-PLo)に、市の備蓄物資、物資拠点・避難所、協定団体などの状況を登録し、国・県と共有します。また、災害時は当システムを活用し、県に対して支援の要請を行います。</u> <u>12 栄養バランスのとれた適温の食事提供【市長室、総務部、産業振興部、監査委員事務局】</u> <u>被災者に栄養バランスのとれた適温の食事提供ができるよう、協定事業者やNPO等災害ボランティア団体との連携及び受援体制の強化に努めます。</u> 第9節 医療・救護・防疫対策 《現状》 ○ <u>「平塚市災害廃棄物等処理計画」を策定しています。</u> 《課題》 ○ <u>「平塚市災害廃棄物等処理計画」の必要に応じた見直しが必要です。</u> 《今後の取組みの方向》 8 <u>災害派遣医療チーム(DMAT)(以下「DMAT」という。)</u>や医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】 <u>12 平塚市災害廃棄物等処理計画の見直し【環境部】</u> <u>必要に応じた「平塚市災害廃棄物等処理計画」の見直し及び災害廃棄物処理に関する研修・訓練等を実施します。</u> 第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策 (P50)	(追加) 第9節 医療・救護・防疫対策 《現状》 (追加) 《課題》 (追加) 《今後の取組みの方向》 8 DMATや医療ボランティア受入体制の整備【市民病院】 (追加) 第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策 (P50)	・ 防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
《現状》 ○ 災害応急対策の円滑な実施を図るための緊急交通路指定想定路線は、本市においては8路線があります。 ○ 本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に<u>結ぶ</u>ため、第1次路線として9路線、第2次路線として4路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に<u>結ぶ</u>ため、33路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。 第12節 ライフラインの応急復旧対策 《現状》 ○ 災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気、ガス及び<u>通信サービス</u>等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。 第13節 広域応援体制等 《現状》 ○ 自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、<u>災害対策戦略室訓練</u>等において、連携を図っています。 第14節 自主防災組織等地域防災体制 《今後の取組みの方向》 1 地域活動者の育成【市長室、<u>教育委員会、消防本部</u>】 地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。	《現状》 ○ 災害応急対策の円滑な実施を図るための緊急交通路指定想定路線は、本市においては8路線があります。 ○ 本市における緊急時の道路輸送について、県は現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に<u>連絡する</u>ため、第1次路線として9路線、第2次路線として4路線を緊急輸送道路に指定しています。また、市は災害対策本部、総合防災基地、海上輸送基地及び各避難所を効率的に<u>連絡する</u>ため、33路線を市指定緊急輸送道路補完道路に指定しています。 第12節 ライフラインの応急復旧対策 《現状》 ○ 災害発生時に市民生活に欠かすことのできない、水道、電気<u>及び</u>、ガス等のライフラインを早期に復旧するため、関係機関と連携を図っています。 第13節 広域応援体制等 《現状》 ○ 自衛隊による円滑な応援活動の実施を図るため、<u>総合防災訓練</u>等において、連携を図っています。 第14節 自主防災組織等地域防災体制 《今後の取組みの方向》 1 地域活動者の育成【市長室】 地域における防災の要である自主防災組織の充実、強化を進めるとともに、災害時の活動者を育成し、地域防災力の向上を図ります。	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第15節 災害ボランティア活動の取組み 《課題》 ○ <u>ボランティアによる防災活動への参加を促進するために措置を講ずる必要があります。</u> 《今後の取組みの方向》 3 <u>登録被災者援護協力団体の把握及び</u>NPO等の災害ボランティア団体との連携【市長室、市民部、監査委員事務局】 <u>災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、内閣府が設けている登録制度への登録被災者援護協力団体の情報収集及び専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。</u> 4 <u>ボランティアによる防災活動への国民の参加促進【市長室、市民部、監査委員事務局】</u> <u>広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等により参加しやすい風土を醸成します。</u> 第16節 防災知識の普及 《現状》 ○ 市民に対しては1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。 ○ 毎年、<u>消防・防災フェア</u>の実施に合わせ、市民への防災知識の普及を図っています。	第15節 災害ボランティア活動の取組み 《課題》 (追加) 《今後の取組みの方向》 3 NPO等の災害ボランティア団体との連携【市長室、市民部、監査委員事務局】 専門的知識を有するNPO等の災害ボランティア団体との連携について検討します。 (追加) 第16節 防災知識の普及 《現状》 ○ 市民に対しては<u>3日から</u>1週間分を目安とした飲料水や食料、非常持ち出し品の準備を奨励しています。 ○ 毎年、<u>総合防災訓練</u>の実施に合わせ、市民への防災知識の普及を図っています。	・ 災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第17節 防災訓練の実施 《現状》 ○ 土砂災害警戒区域を対象にした土砂災害対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。 《今後の取組みの方向》 1 <u>災害対策本部等</u>における訓練【関係部局】 災害対策本部設置前及び設置後における風水害体制マニュアル等による各部課の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、風水害対策図上訓練等の実践的訓練を実施します。 <u>なお、実施に当たっては、夜間等の発生時間帯を考慮するとともに、関係機関・協定事業者等の参加・協力を求めます。</u> 5 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】 (2) 訓練の種類 イ 臨時救護所等設置訓練 臨時救護所等が設置された<u>際のトリアージ</u>等の訓練を行います。 [風 水 害] 第 4 章 災害時の応急対策 第1節 気象情報等の受理、伝達 (P65) 2 気象予報、警報等 (削除)	第17節 防災訓練の実施 《現状》 ○ <u>総合防災訓練</u>、土砂災害警戒区域を対象にした土砂災害対策訓練の他、各地域では自主防災組織が主催する訓練を実施しています。 《今後の取組みの方向》 1 <u>風水害体制マニュアル</u>における訓練【関係部局】 災害対策本部設置前及び設置後における風水害体制マニュアル等による各部課の応急対応業務の円滑な遂行を図るため、風水害対策図上訓練等の実践的訓練を実施します。 5 臨時救護所等における訓練【健康・こども部、市長室】 (2) 訓練の種類 イ 臨時救護所等設置訓練 <u>市長の指示により臨時救護所等が設置されるため、テント等の設営及び防災行政無線の開局</u>等の訓練を行います。 [風 水 害] 第 4 章 災害時の応急対策 第1節 気象情報等の受理、伝達 (P68) 2 気象予報、警報等 <u>(18) 電話気象通報</u> <u>気象庁は日本気象協会を通じて、東日本電信電話(株)に一般の利用</u>	・ 現在の運用に合わせて修正

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
第2節 災害発生直前の対策 2 避難措置 （2）避難行動の分類 ア 立退き避難 （略） なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合も<u>あります</u>。 イ 屋内安全確保 （略） <u>なお、「屋内安全確保」は浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もあります。</u> 3 水防対策 （4）河川水位情報等 ケ 水防資機材 市内 10 か所の水防倉庫に備蓄している資機材により、円滑な水防活動を実施します。 5 帰宅困難者の対策	<u>に適合する警報及び注意報を提供します。東日本電信電話㈱は、これらの警報及び注意報を天気予報とあわせて177自動応答装置により一般の利用者に案内します。</u> 第2節 災害発生直前の対策 2 避難措置 （2）避難行動の分類 ア 立退き避難 （略） なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合も<u>あれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もあります。</u> イ 屋内安全確保 （略） （削除） 3 水防対策 （4）河川水位情報等 ケ 水防資機材 市内 10 か所の水防倉庫に備蓄している資機材により、円滑な水防活動を実施します。 <u>なお、水防倉庫の備蓄状況は、「水防倉庫備蓄状況」のとおりです。</u> 5 帰宅困難者の対策	・ 語句の修正

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄				
<u>避難部帰宅困難者対応班は</u>、計画運休や天候の悪化による帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。 <u>定義</u> <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td><u>帰宅困難者</u></td><td><u>災害時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいいます。</u></td></tr></table> (2) 帰宅困難者用一時滞在施設の開設 発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。 災害対策本部においては、<u>避難部</u>帰宅困難者対応班は避難誘導及び情報提供を行います。 第3節 風水害警戒本部の設置と運営 5 職員の動員・配備 (3) 動員の発令による配備の場合の伝達方法 平塚市<u>職員参集</u>システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。 (以降、「防災情報連携システム」は「職員参集システム」に統一) (4) 配備状況の報告 <u>職員は</u>、平塚市<u>職員参集</u>システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、該当の部長は、直ちに職員の配備状	用語	定義	<u>帰宅困難者</u>	<u>災害時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいいます。</u>	計画運休や天候の悪化による帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、関係機関と協力して、帰宅困難者への対応を行います。 (追加) (2) 帰宅困難者用一時滞在施設の開設 発災時に多数の帰宅困難者の発生に伴い、混乱を招く、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて、帰宅困難者用一時滞在施設の開設を行います。 災害対策本部においては、<u>避難部</u>帰宅困難者対応班は避難誘導及び情報提供を行います。 第3節 風水害警戒本部の設置と運営 5 職員の動員・配備 (3) 動員の発令による配備の場合の伝達方法 平塚市<u>防災情報連携</u>システムにより伝達します。ただし、当該システムによる伝達が困難な場合は、次により伝達します。 (4) 配備状況の報告 平塚市<u>防災情報連携</u>システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、該当の部長は、直ちに職員の配備状況に	
用語	定義					
<u>帰宅困難者</u>	<u>災害時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいいます。</u>					

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄								
況について「配備人員報告書」により職員課へ配備職員数等を報告します。 第4節 災害対策本部の設置と運営 1 災害対策本部の設置 （3）設置及び廃止の通知 <table><tr><td colspan="2">機 関 名</td></tr><tr><td>神奈川中央交通(株)平塚営業所</td><td></td></tr></table> （以降「神奈川中央交通西(株)平塚営業所」は「神奈川中央交通(株)平塚営業所」に統一） 3 災害対策本部の設置場所 (1) <u>文化公園会館</u> <u>（第1順位）</u> (2) 平塚市美術館 <u>（第2順位）</u> <u>(3) 市庁舎周辺の公共施設</u> <u>（第3順位）</u> 4 職員の動員・配備 (1)動員(配備)対象職員の範囲 (略) イ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 <u>22</u>条の<u>4</u>第1項又は第 <u>22</u>条の<u>5</u>第<u>1</u>項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (4) 配備状況の報告 <u>職員は</u>、平塚市<u>職員参集</u>システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により統括部職員・受援班へ配備職員数等を報告します。	機 関 名		神奈川中央交通(株)平塚営業所		ついで「配備人員報告書」により職員課へ配備職員数等を報告します。 第4節 災害対策本部の設置と運営 1 災害対策本部の設置 （3）設置及び廃止の通知 <table><tr><td colspan="2">機 関 名</td></tr><tr><td>神奈川中央交通<u>西</u>(株)平塚営業所</td><td></td></tr></table> 3 災害対策本部の設置場所 (1) 平塚市美術館 <u>（第1順位）</u> (2) 市庁舎周辺の公共施設 <u>（第2順位）</u> 4 職員の動員・配備 (1)動員(配備)対象職員の範囲 (略) イ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 <u>28</u>条の<u>5</u>第1項又は第 <u>28</u>条の<u>6</u>第<u>2</u>項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (4) 配備状況の報告 平塚市<u>防災情報連携</u>システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は直ちに、職員の配備状況について「配備人員報告書」により統括部職員・受援班へ配備職員数等を報告します。	機 関 名		神奈川中央交通 <u>西</u> (株)平塚営業所		・ R8.4月に教育会館の改修工事を終えて、「文化公園会館」として会館するため
機 関 名										
神奈川中央交通(株)平塚営業所										
機 関 名										
神奈川中央交通 <u>西</u> (株)平塚営業所										

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄																						
(6) 応援要員の要請 各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、各部内で要員の流動的な活用を図るものとし、さらに要員が不足すると判断される場合は、統括部職員・受援班に連絡し、要請します。 <u>(8) 職員の健康管理</u> <u>各部長は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底します。</u> 7 災害対策本部の応急対策の概要 (1) 応急対応の実施区分 <table><tr><th>区分</th><th>発災からの経過時間及び状況</th><th>応急対策の目的と主要項目</th></tr><tr><td>警戒体制</td><td>(0) 気象警報発表～発災 ➤ 気象状況の悪化 ➤ 河川の増水</td><td>目的 ・ 警戒体制の確立（風水害警戒本部の設置） ・ 気象情報等の収集 ・ 避難措置</td></tr></table> (2) 各対応期における応急対策事項 イ 第2対応期（24時間～3日以内） <table><tr><th>項目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr><tr><td>(12) ライフライン</td><td>① 各ライフラインの応急復旧 <u>② 各ライフラインの復旧見込みの把握</u></td></tr></table> エ 第4対応期（1週間後～） <table><tr><td>主な応急対策事項等</td></tr></table>	区分	発災からの経過時間及び状況	応急対策の目的と主要項目	警戒体制	(0) 気象警報発表～発災 ➤ 気象状況の悪化 ➤ 河川の増水	目的 ・ 警戒体制の確立（風水害警戒本部の設置） ・ 気象情報等の収集 ・ 避難措置	項目	主な応急対策事項等	(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧 <u>② 各ライフラインの復旧見込みの把握</u>	主な応急対策事項等	(6) 応援要員の要請 各部長は、応急対策を実施する上で、要員の不足をきたすと判断される場合は、まず、<u>要綱第2条別表第1のブロック</u>内で要員の流動的な活用を図るものとし、さらに要員が不足すると判断される場合は、統括部職員・受援班に連絡し、要請します。 (追加) 7 災害対策本部の応急対策の概要 (1) 応急対応の実施区分 <table><tr><th>区分</th><th>発災からの経過時間及び状況</th><th>応急対策の目的と主要項目</th></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 各対応期における応急対策事項 イ 第2対応期（24時間～3日以内） <table><tr><th>項目</th><th>主な応急対策事項等</th></tr><tr><td>(12) ライフライン</td><td>① 各ライフラインの応急復旧</td></tr></table> エ 第4対応期（1週間後～） <table><tr><td>主な応急対策事項等</td></tr></table>	区分	発災からの経過時間及び状況	応急対策の目的と主要項目	(追加)			項目	主な応急対策事項等	(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧	主な応急対策事項等	・ 風水害の特性を鑑み発生前（警戒体制）を追加
区分	発災からの経過時間及び状況	応急対策の目的と主要項目																						
警戒体制	(0) 気象警報発表～発災 ➤ 気象状況の悪化 ➤ 河川の増水	目的 ・ 警戒体制の確立（風水害警戒本部の設置） ・ 気象情報等の収集 ・ 避難措置																						
項目	主な応急対策事項等																							
(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧 <u>② 各ライフラインの復旧見込みの把握</u>																							
主な応急対策事項等																								
区分	発災からの経過時間及び状況	応急対策の目的と主要項目																						
(追加)																								
項目	主な応急対策事項等																							
(12) ライフライン	① 各ライフラインの応急復旧																							
主な応急対策事項等																								

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
① 災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供 ② ライフラインの応急復旧 ③ 被害調査の実施、罹災証明書の発行 ④ 仮設住宅の入居申込み受付 ⑤ 倒壊家屋の解体、撤去の対応 ⑥ 災害廃棄物の処理 ⑦ 義援金の配分、見舞金等の支給 ⑧ 被災者の健康管理、生活援護 ⑨ 融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置 ⑩ 学校教育の再開 ⑪ 災害復旧・復興計画策定	① 災害広報紙及びFM放送、ケーブルテレビ等による生活関連情報の提供 ② ライフラインの応急復旧 ③ 被害調査の実施、罹災証明発行 ④ 仮設住宅の入居申込み受付 ⑤ 倒壊家屋の解体、撤去の対応 ⑥ 災害廃棄物の処理 ⑦ 義援金の配分、見舞金等の支給 ⑧ 被災者の健康管理、生活援護 ⑨ 融資その他、市民生活安定のための各種相談窓口の設置 ⑩ 学校教育の再開 ⑪ 災害復旧・復興計画策定	
第6節 災害時の情報収集 (P101) 2 災害状況等情報の収集及び報告 ウ 特別調査班の編成 (イ) 関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。	第6節 災害時の情報収集 (P100) 2 災害状況等情報の収集及び報告 ウ 特別調査班の編成 (イ) 関係各部が情報収集する主な事項並びにその収集の分担は次のとおりとします。	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）					旧（改訂前）					備考欄																												
<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">主な情報収集事項</td><td colspan="2">情報収集の分担</td><td rowspan="2">関係機関 （参考）</td></tr><tr><td>避難部 （避難所 配備職員）</td><td>関係各部</td></tr></table>					主な情報収集事項		情報収集の分担		関係機関 （参考）	避難部 （避難所 配備職員）	関係各部	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2">主な情報収集事項</td><td colspan="2">情報収集の分担</td><td rowspan="2">関係機関 （参考）</td></tr><tr><td>避難部 （避難所 配備職員）</td><td> 総務部 罹災証明 班 関係各部</td></tr></table>					主な情報収集事項		情報収集の分担		関係機関 （参考）	避難部 （避難所 配備職員）	総務部 罹災証明 班 関係各部															
主な情報収集事項		情報収集の分担		関係機関 （参考）																																		
		避難部 （避難所 配備職員）	関係各部																																			
主な情報収集事項		情報収集の分担		関係機関 （参考）																																		
		避難部 （避難所 配備職員）	総務部 罹災証明 班 関係各部																																			
<table><tr><td rowspan="3">被害情報</td><td>a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況</td><td>○</td><td>◎ （警防部）</td><td></td></tr><tr><td>b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）</td><td>○</td><td>◎ （保健医療福祉部、警防部）</td><td>○ （警察署）</td></tr><tr><td>c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊</td><td>○</td><td>◎ 総務部、警防部 </td><td></td></tr></table>					被害情報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○	◎ （警防部）		b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○	◎ （保健医療福祉部、警防部）	○ （警察署）	c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○	◎ 総務部、警防部		<table><tr><td rowspan="3">被害情報</td><td>a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況</td><td>○ 概要 </td><td></td><td>◎ （警防部）</td></tr><tr><td>b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）</td><td>○ 概要 </td><td></td><td>◎ （保健医療福祉部、警防部）</td><td>○ （警察署）</td></tr><tr><td>c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊</td><td>○ 概要 </td><td>◎</td><td>○ （警防部）</td><td></td></tr></table>					被害情報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ 概要		◎ （警防部）	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○ 概要		◎ （保健医療福祉部、警防部）	○ （警察署）	c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○ 概要	◎	○ （警防部）		
被害情報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○	◎ （警防部）																																			
	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○	◎ （保健医療福祉部、警防部）	○ （警察署）																																		
	c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○	◎ 総務部、警防部																																			
被害情報	a 火災の発生及び延焼の状況 ・火災、延焼の状況 ・消火活動の状況	○ 概要		◎ （警防部）																																		
	b 人的被害の状況 ・死者 ・負傷者（重傷者、軽傷者） ・行方不明者（要救出者）	○ 概要		◎ （保健医療福祉部、警防部）	○ （警察署）																																	
	c 住家等建物の被害状況 ・全壊（全焼） ・半壊（半焼） ・一部損壊	○ 概要	◎	○ （警防部）																																		

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）				旧（改訂前）				備考欄
d 主要幹線道路、橋りょう等の被害状況 ・国県道、市道 ・不通箇所、区間		○	◎ (土木復旧部)	○ (県土木事務所)				
	e ライフラインの被害状況 ・電気 ・ガス ・通信 ・上水道 ・下水道 ・交通機関	○	◎ (統括部)	○ (各関係機関)			◎ (土木復旧部)	
			◎ (物資・給水部)				○ (土木復旧部)	
			◎ (土木復旧部)				○ (各関係機関)	
f 公共施設の被害状況 ・利用者等の人的被害 ・避難所等利用の可否 ・建物以外の公共施設の被害			◎ (各関係部)				◎ (各関係部)	
g 医療・福祉施設の被害状況 ・施設の被害有無 ・利用者等の人的被害			◎ (保健医療福祉部)				◎ (保健医療福祉部)	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）					旧（改訂前）					備考欄
応 急 対 策 活 動 等 の 状 況	・施設の稼働状況 ・電気、水道等のライフラインの需給状況				被害 ・施設の稼働状況 ・電気、水道等のライフラインの需給状況					
	a 道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○	◎ (土木復旧部)	○ (警察署)	a 道路交通、規制の状況 ・緊急輸送路等の状況	○ (概要)		◎ (土木復旧部)	○ (警察署)	
	b 避難の状況 ・避難所、避難所以外(公園・空き地等)の状況	◎	◎ (建築判定・住宅部)		b 避難の状況 ・避難所、避難所以外(公園・空き地等)の状況	◎		◎ (建築判定・住宅部)		
	c 飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○	◎ (物資・給水部、総務部)		c 飲料水、食料、物資等の状況 ・備蓄食料等の過不足 ・配送車両の調達状況	○ (概要)		◎ (物資・給水部、総務部)		
	d 医療、救護活動の状況	○	◎ (保健医療福祉部、病院部)		d 医療、救護活動の状況	○ (概要)		◎ (保健医療福祉部、病院部)		
	e 関係職員の参集状況	○	◎ (各部)		e 関係職員の参集状況	○ (概要)		◎ (各部)		

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）				旧（改訂前）				備考欄
f 民間団体、ボランティア等の協力の状況	○	◎ (各関係部)	○ (社会福祉協議会)	f 民間団体、ボランティア等の協力の状況	○ (概要)		◎ (各関係部)	○ (社会福祉協議会)
g その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○	◎ (各部)	○ (各関係機関)	g その他所管する応急対策業務を行う上で必要な事項	○ (概要)	○	◎ (各部)	○ (各関係機関)
※◎は主体となって情報を集約する。 <u>※避難部(避難所配備職員)は参集途上に被害状況や災害情報を収集する。</u> オ 情報収集の方法 (オ) <u>各協定団体からの被害等の情報提供</u> (削除) (削除) (カ) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡 [以降、項番修正]				※◎は主体となって情報を集約する。 (追加) オ 情報収集の方法 (オ) <u>平塚建設業協会・平塚管工事業協同組合・平塚市電設協会・平塚市造園協会の四団体からの被害等の情報提供</u> (カ) <u>タクシー無線による通報(タクシー無線による災害情報通信等の協力に関する協定)</u> (キ) <u>平塚地域アマチュア無線クラブによる通報(災害時における非常通信活動の協力に関する協定)</u> (ク) 自主防災組織及び市民等からの通報、連絡				
【関係資料】 2-7 防災用デジタルMCA無線 <u>連絡体系図</u> <u>8-2 応急活動等に関する協定の内容一覧表</u>				【関係資料】 2-7 防災用デジタルMCA無線 <u>配置先</u>				
第7節 災害広報 1 災害広報				第7節 災害広報 1 災害広報				

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄								
(1) 広報活動の実施機関及び内容 エ 広報の内容 (ア) 第1対応期(発生～24 時間以内)の広報 <table><tr><th>広報内容</th><th>項目</th></tr><tr><td>c 避難に関する事項</td><td>① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) ④ 帰宅困難者抑制のための注意喚起</td></tr></table> 第8節 応援要請及び受援 1 応援要請 (5) 応援を要する応急対策業務 ○ 家屋被害認定調査、罹災証明書発行 4 自衛隊に対する災害派遣要請 (4) 本市域を担当する部隊の受入れ体制 エ 座標値等の活用 市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、座標値を活用する等により、県及び自衛隊との連絡、調整を図るよう努めます。 第9節 救急・救助及び医療救護活動 1 救急・救助 (2) 初動体制の確保	広報内容	項目	c 避難に関する事項	① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) ④ 帰宅困難者抑制のための注意喚起	(1) 広報活動の実施機関及び内容 エ 広報の内容 (ア) 第1対応期(発生～24 時間以内)の広報 <table><tr><th>広報内容</th><th>項目</th></tr><tr><td>c 避難に関する事項</td><td>① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) (追加)</td></tr></table> 第8節 応援要請及び受援 1 応援要請 (5) 応援を要する応急対策業務 ・ 家屋被害認定調査、罹災証明書 4 自衛隊に対する災害派遣要請 (4) 本市域を担当する部隊の受入れ体制 エ 防災対策図等の活用 市長は、自衛隊との調整に当たって、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「座標対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡、調整を図るよう努めます。 第9節 救急・救助及び医療救護活動 1 救急・救助 (2) 初動体制の確保	広報内容	項目	c 避難に関する事項	① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) (追加)	
広報内容	項目									
c 避難に関する事項	① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) ④ 帰宅困難者抑制のための注意喚起									
広報内容	項目									
c 避難に関する事項	① 避難情報、災対法第 63 条第1項に基づく警戒区域設定関連情報 ② 避難所等の情報 ③ 避難時の注意(携行品、車の使用制限、連絡先の表示等) (追加)									

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
ア 警防部の初動措置 （エ）通信及び情報収集体制の確保 b 有線<u>電話</u>、無線<u>通信</u>ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。 （カ）非常警備体制の確立 消防本部の定める警防規程に基づき、職員は所定の場所に自動参集するほか、被害の状況により、電話その他の方法<u>で職員を</u>非常招集し、非常警備体制の確保を図ります。 イ 消防団の措置 （イ）非常参集 消防本部の定める警防規程に基づき、<u>被害</u>の状況により、<u>電話その他の方法で団員を</u>非常招集し、災害対応を実施します。 （10）広域的応援要請 ア 応援要請先等 （ア）消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣 <u>警防部警防本部班が県に対し応援要請を実施します。</u> （イ）自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援 <u>統括部統括班が県に対し応援要請を実施します。</u>	ア 警防部の初動措置 （エ）通信及び情報収集体制の確保 b 有線、無線ともに混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、通信の円滑化を図ります。 （カ）非常警備体制の確立 消防本部の定める警防規程に基づき、職員は<u>所定の場所に自動</u>参集するほか、被害の状況により、<u>有線及び無線</u>電話その他の方法<u>により職員を</u>非常招集<u>を指令</u>し、非常警備体制の確保を図ります。 イ 消防団の措置 （イ）非常参集 消防本部の定める警防規程に基づき、<u>災害</u>の状況により、団員<u>の非常招集を行い</u>、災害対応を実施します。 （10）広域的応援要請 ア 応援要請先等 （ア）<u>県知事する応援要請</u> <u>県知事に対し、次に掲げる部隊等の派遣措置を要請します。</u> a 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣 b 自衛隊に対する救助、救急、消火活動の応援 c <u>在日米軍に対する救助、救急、消火活動の応援</u> （イ）<u>相互応援協定市に対する応援要請</u> <u>統括部統括班が県に対し応援要請を実施します。</u> <u>統括部職員・受援班は相互応援協定締結市に対し、協定に基づく応援を要請します。</u>	・ 現状の取組に合わせ修正 ・ 神奈川県災害時
2 保健医療 <u>福祉</u> 活動	2 保健医療活動	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄								
(1) 災害保健医療福祉活動の基本方針 (以降「保健医療活動」は「保健医療福祉活動」に統一) (2) 役割 ア 県保健医療福祉調整本部 (以降「県保健医療調整本部」は「県保健医療福祉調整本部」に統一) 本部支援チーム <table><tr><th>区分</th><th>チーム名</th></tr><tr><td>DHEAT</td><td>① DHEAT</td></tr></table> イ 県平塚保健福祉事務所 (ア)地域災害医療対策会議 (略) 主な役割 (略) - 保健医療福祉活動チームの受入れ・派遣調整 (イ)公衆衛生等に係る業務 (略) 主な役割 (略) - 保健医療福祉活動チームの受入れ・派遣調整 ウ 保健医療福祉部 (略) 主な役割	区分	チーム名	DHEAT	① DHEAT	(1) 災害保健医療活動の基本方針 (2) 役割 ア 県保健医療調整本部 本部支援チーム <table><tr><th>区分</th><th>チーム名</th></tr><tr><td>DHEAT</td><td>② DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)</td></tr></table> イ 県平塚保健福祉事務所 (ア)地域災害医療対策会議 (略) 主な役割 (略) - 保健医療活動チーム(医療救護班及び薬剤師チーム)の受入れ・派遣調整 (イ)公衆衛生等に係る業務 (略) 主な役割 (略) - 保健医療活動チーム(保健師活動チーム、歯科医療救護班、栄養士チーム、こころのケアチーム等)の受入れ・派遣調整 ウ 保健医療福祉部 (略) 主な役割	区分	チーム名	DHEAT	② DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)	保健医療救護計画改訂による修正
区分	チーム名									
DHEAT	① DHEAT									
区分	チーム名									
DHEAT	② DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)									

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
(略) 保健医療福祉活動チームの受入れ機能 (4)活動 ウ 災害時地域医療機関 (イ) 救護隊 a 救護隊の編成 市の設置する災害時地域医療機関における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会が定めます。 (5) 航空機による患者搬送（関連：第5節 <u>応援</u>要請及び受援） （以降「<u>広域要請</u>」は「<u>応援要請</u>」に統一） 第10節 二次災害の防止活動 1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策 (1) 判定の担当 災害対策本部における担当は建築判定・住宅部<u>建築判定班</u>とします。 (3) 判定士の派遣要請及び受入れ <u>建築判定・住宅部建築判定班は</u>、大規模な地震が発生した場合、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。 ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、	(略) (追加) (4)活動 ウ 災害時地域医療機関 (イ) 救護隊 a 救護隊の編成 市の設置する災害時地域医療機関における救護隊の編成は、概ね次のとおりとし、医師が班長となります。医師及び救護隊の正副班長については、平塚市医師会が<u>あらかじめ</u>定めます。<u>（「平塚市医師会救護隊編成表を参照」）</u> (5) 航空機による患者搬送（関連：第5節 <u>広域</u>要請及び受援） 第10節 二次災害の防止活動 1 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定対策 (1) 判定の担当<u>部</u> 災害対策本部における担当<u>部</u>は建築判定・住宅部とします。 (3) 判定士の派遣要請及び受入れ 大規模な地震が発生した場合、市内の建築物及び宅地の被災状況を把握し、速やかに建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するかどうかの判断を行い、実施の必要があるときは、次により判定士の派遣を要請し、その受入れを行います。 ア 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請 建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請は、まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
まず市内のそれぞれの判定士に対して行い、市だけで対応できない場合は、県災害対策本部（建築安全課）に行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。 第11節 ライフライン等の応急復旧対策 1 情報連絡及び連携体制の確保 (3) 報道発表等の際の措置 各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部<u>秘書広報部広報班</u>にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。 (4) 市災害対策本部の広報媒体の活用 各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて市災害対策本部<u>秘書広報部広報班</u>に要請し、本章「第4節 災害広報 1災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 3 <u>交通の確保のための</u>障害物の除去対策 (1) 障害物の情報収集及び危険回避措置	場合は、<u>建築判定・住宅部</u>が県災害対策本部（建築安全課）に行います。要請を実施した場合は、速やかにその旨を統括部統括班及び職員・受援班へ報告します。 第11節 ライフライン等の応急復旧対策 1 情報連絡及び連携体制の確保 (3) 報道発表等の際の措置 各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため市災害対策本部<u>統括部統括班</u>にその内容を通知します。ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知します。 <u>なお、統括部統括班は、各関係機関からの通知を受けた場合秘書広報部広報班にその内容を伝達します。</u> (4) 市災害対策本部の広報媒体の活用 各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて市災害対策本部<u>統括部統括班</u>に要請し、本章「第4節 災害広報 1災害広報」に定める広報媒体の活用を図ります。 <u>なお、統括部統括班は、各関係機関から市の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに秘書広報部広報班に連絡を行い、その実施を図ります。</u> 第12節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 3 障害物の除去対策 (1) 障害物の情報収集及び危険回避措置	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
ア 情報の収集及び提供 道路管理者及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。 (2) 障害物の除去の実施機関 各管理者が除去します。ただし、市民の生命、財産などの保護のため、やむを得ないと認められる場合は市が実施します。 (3) 除去の方法 ア 実施方法	ア 情報の収集及び提供 道路管理者、<u>河川管理者</u>及び市長等の各実施機関は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれ情報の収集を行うとともに、必要な場合は各防災関係機関に情報を提供します。 (2) <u>障害物の除去</u> <u>ア 障害物の除去の実施機関</u> <u>(ア) 住家以外(道路、河川、農地、学校等)</u> 各管理者が除去します。ただし、市民の生命、財産などの保護のため、やむを得ないと認められる場合は市が実施します。 <u>(イ) 災害救助法の対象となる住家</u> <u>県知事が行うが、県知事から救助の実施に関する事務の一部が市長へ委任された場合には市が行います。</u> <u>イ 障害物の除去の対象</u> <u>(ア) 住家以外(道路、河川、農地、学校等)</u> <u>a 市民の生命、財産などの保護のため除去を必要とする障害物</u> <u>b 避難、救援等緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物</u> <u>c 河川の氾濫、護岸決壊等を防止するため除去を必要とする障害物</u> <u>d その他、公共的立場から除去を必要とするもの</u> <u>(イ) 災害救助法の対象となる住家</u> <u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない障害物</u> (3) 除去の方法 ア 実施方法	・ 掲載箇所の整理

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
各管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、障害物の状況に応じて、本章「第5節 <u>応援要請及び受援</u>」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。	<u>(ア) 住家以外(道路、河川、農地、学校等)</u> 各管理者が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、<u>協定団体等の協力を得て行います。</u> <u>(イ) 災害救助法の対象となる住家</u> <u>比較的小規模のものについては、土木復旧部が自らの組織、労力、機械器具を用いて実施しますが、労力、機械等が不足する場合は、協定団体等の協力を得て行います。除去内容は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとします。</u> <u>(ウ) 障害物の状況に応じて、本章「第5節 <u>広域要請及び受援</u>」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。</u> <u>(エ) 障害物の状況に応じて、本章「第5節 <u>広域要請及び受援</u>」等により県知事、他自治体、協定団体等に対して応援を要請します。</u>	
(4) <u>国による支援制度活用(堆積土砂排除事業等)</u> <u>土木復旧部土木復旧班は、災害の状況により、障害物(廃棄物・土砂の排出)の除去に関して次の国による支援制度の活用について検討します。検討にあたっては、国、県、環境衛生部と協議します。</u> <u>ア 災害等廃棄物処理事業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助)</u> <u>イ 堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助(対象は土砂のみ))</u>	(4) <u>除去の費用</u> <u>(ア) 住家以外(道路、河川、農地、学校等)</u> <u>各管理者が負担します。</u> <u>(イ) 災害救助法の対象となる住家</u> <u>災害救助法の定めるところによります。ただし、災害応急対策上必要があると認める場合については、県知事を通して内閣総理大臣との協議の上、災害救助法の定める期間の範囲を超えて障害物除去に係る費用を支出し、除去を行うことができます。</u> <u>また、災害救助法の適用がない場合は、災害救助法適用の場合に準じて市長が除去の必要を認めたものを対象に、障害物の除去を行</u>	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄																
第13節 応急給水・物資等の調達・供給活動 1 応急給水 （1）実施機関 被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行<u>います</u>が、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。 （2）給水業務の分担 （略） <table><tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr><tr><td rowspan="6">物資・給水部</td><td><u>1 物資班</u></td></tr><tr><td><u>① 備蓄しているペットボトル飲料水の払い出し</u></td></tr><tr><td><u>② ペットボトル飲料水の調達・配送</u></td></tr><tr><td><u>③ 支援物資（ペットボトル飲料水）の受入れ・配送</u></td></tr><tr><td><u>2 給水班</u></td></tr><tr><td>① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集</td></tr><tr><td><u>② 非常用貯水タンクによる給水</u></td></tr><tr><td><u>③ 災害時相互応援協定自治体、応援水道事業者（日本水</u></td></tr></table>	関係部等	分担業務	物資・給水部	<u>1 物資班</u>	<u>① 備蓄しているペットボトル飲料水の払い出し</u>	<u>② ペットボトル飲料水の調達・配送</u>	<u>③ 支援物資（ペットボトル飲料水）の受入れ・配送</u>	<u>2 給水班</u>	① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集	<u>② 非常用貯水タンクによる給水</u>	<u>③ 災害時相互応援協定自治体、応援水道事業者（日本水</u>	<u>います。</u> <u>（ウ） 堆積土砂排除事業等</u> <u>国土交通省所管の堆積土砂排除事業及び環境省所管の災害等廃棄物処理事業の補助事業に該当する場合には活用を検討します。</u> 第13節 応急給水・物資等の調達・供給活動 1 応急給水 （1）実施機関 被災者に対する飲料水、生活用水及び医療機関等に対する飲料水、生活用水（医療用水）（以下、本節においては「飲料水等」という。）の供給は市長が行います。ただし、災害救助法が適用された際は県知事が行<u>う</u>が、県知事から委託を受けた場合には市長が行います。 （2）給水業務の分担 （略） <table><tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr><tr><td rowspan="2">物資・給水部</td><td></td></tr><tr><td>① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集<u>及び</u> <u>県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者との連絡、調整</u></td></tr></table>	関係部等	分担業務	物資・給水部		① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集 <u>及び</u> <u>県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者との連絡、調整</u>	・ 応急給水業務全般に関する内容を現状の取組に合わせて修正
関係部等	分担業務																	
物資・給水部	<u>1 物資班</u>																	
	<u>① 備蓄しているペットボトル飲料水の払い出し</u>																	
	<u>② ペットボトル飲料水の調達・配送</u>																	
	<u>③ 支援物資（ペットボトル飲料水）の受入れ・配送</u>																	
	<u>2 給水班</u>																	
	① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集																	
<u>② 非常用貯水タンクによる給水</u>																		
<u>③ 災害時相互応援協定自治体、応援水道事業者（日本水</u>																		
関係部等	分担業務																	
物資・給水部																		
	① 被害状況、復旧の見通し等給水に関する情報収集 <u>及び</u> <u>県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者との連絡、調整</u>																	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）		旧（改訂前）		備考欄								
	道協会）、自衛隊、協定締結事業者等への給水車及び給水資機材等の要請 ④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 ⑤ 県企業庁平塚水道営業所、応援水道事業者（日本水道協会）、協定締結事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等との連絡、調整		② 飲料水等の全般的な必要給水量の把握、給水場所及び給水方法等の調整 ③ 給水用タンクの確保及びトラック協会等運送関係機関への協力要請 ④ 飲料水等の確保並びに給水場所及び医療機関への搬送、給水 ⑤ 非常用貯水タンクによる給水 ⑥ 応援協定都市、県、自衛隊等の協力に関する統括部統括班への要請、受入れ及び業務の調整									
（（7）に移動） ④ 飲料水等の確保 [以降、項番修正] ⑤ 給水用資機材等の調達 給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。		④ 給水の方法 （略） ⑤ 飲料水等の確保 ⑥ 給水用資機材等の調達 給水用資機材等の調達は、被災の状況に応じ、次の方法により行うものとします。										
	<table><tr><th>資機材等</th><th>調達の方法</th></tr><tr><td> ア 給水車 </td><td> ① 応援水道事業者（日本水道協会）への要請は、県企業庁平塚水道営業所へ依頼します。 ② 給水車を保有する災害時相互応援協定自治体への要請は、職員・受援班へ依頼します。 ③ 自衛隊への要請は、統括班統括へ依頼します。 </td></tr></table>	資機材等	調達の方法	ア 給水車	① 応援水道事業者（日本水道協会）への要請は、県企業庁平塚水道営業所へ依頼します。 ② 給水車を保有する災害時相互応援協定自治体への要請は、職員・受援班へ依頼します。 ③ 自衛隊への要請は、統括班統括へ依頼します。		<table><tr><th>資機材等</th><th>調達の方法</th></tr><tr><td> （追加） </td><td></td></tr></table>	資機材等	調達の方法	（追加）		
資機材等	調達の方法											
ア 給水車	① 応援水道事業者（日本水道協会）への要請は、県企業庁平塚水道営業所へ依頼します。 ② 給水車を保有する災害時相互応援協定自治体への要請は、職員・受援班へ依頼します。 ③ 自衛隊への要請は、統括班統括へ依頼します。											
資機材等	調達の方法											
（追加）												

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）			旧（改訂前）			備考欄
	<u>イ</u> 備蓄資機材	本市が備蓄するろ水機、組立式給水タンク、給水タンク、給水用布製容器等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。 （「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）		<u>ア</u> 備蓄資機材	本市が備蓄するろ水機、組立式給水タンク、給水タンク、給水用布製容器等、給水用資機材を、災害の状況に応じて適宜使用します。 （「食料、生活必需品、防災資機材等備蓄・装備状況一覧表」を参照）	
	<u>ウ</u> 運搬車両	総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は <u>物資</u> 班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。		<u>イ</u> 運搬車両	総務部総務班を中心に庁用自動車の使用を調整し、又は <u>同</u> 班を通じトラック協会等へ給水タンク積載用トラック等の要請を行い、必要な車両を確保します。	
	<u>エ</u> その他必要な資機材等	上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に統括部財政班に報告します。		<u>ウ</u> その他必要な資機材等	上記の方法によりなお不足する資機材等については、必要に応じて協定締結事業者等から調達します。ただし、資機材等を購入することとなる場合は、事前又は事後に統括部財政班に報告します。	
<u>（削除）</u>			<u>（7）他の自治体等への応援要請及び受入れ</u> <u>ア 給水の応援要請</u> <u>（ア）物資・給水部給水班は、給水量が不足する場合又は人員、資機材等の確保が困難であるときは、県企業庁と取り交わした「応急給水支援の事務処理に関する覚書」により、その必要とする給水量、人員等を把握します。給水に関する応援要請は、日本水道協会（県企業庁経由で要請）を第一とし、不足する場合は、相互応援協定都市等の他の地方公共団体若しくは自衛隊（以下、本節においては「応援自治体等」という。）に対して行います。</u> <u>（イ）広報班は、物資・給水部の要請により報道機関等に対し、給水の</u>			・ 本業務にかかわらず、「第4章 第4節 4職員の動員・配備」に災害対策本部内の応援について、「第5節 応援要請及び受援」について定められているため

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄												
(6) 飲料水等の搬送 ア 搬送の方法 飲料水等を確保し、<u>給水車及び運搬車両等により</u>医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。 <table><tr><th>種類</th><th>搬送の方法</th></tr><tr><td><u>ペットボトル飲料水</u></td><td><u>① 物資・給水部物資班が公用車や調達した車両により搬送します。</u> <u>② 協定締結事業者へ依頼し搬送します。その際は、車両への積載は物資・給水部物資班が行います。</u></td></tr><tr><td><u>飲料水又は医療用水</u></td><td><u>応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車に災害用指定配水池(平塚配水池等)及び非常用貯水タンク等から給水し搬送します。</u></td></tr></table>	種類	搬送の方法	<u>ペットボトル飲料水</u>	<u>① 物資・給水部物資班が公用車や調達した車両により搬送します。</u> <u>② 協定締結事業者へ依頼し搬送します。その際は、車両への積載は物資・給水部物資班が行います。</u>	<u>飲料水又は医療用水</u>	<u>応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車に災害用指定配水池(平塚配水池等)及び非常用貯水タンク等から給水し搬送します。</u>	<u>応援、協力に関して発表します。</u> <u>イ 応援自治体等の受入れ</u> <u>物資・給水部は、当該応援隊の現地への誘導、業務の事前調整等を行い、当該業務が終了するまで連絡、調整等に当たります。また、必要に応じて、活動状況を統括部統括班に報告するものとします。</u> (8) 飲料水等の搬送 ア 搬送の方法 飲料水等を確保し、医療施設、一般給水拠点等まで搬送する方法は次のとおりとします。ただし、被害の状況に応じ、その都度最も適切な方法により搬送するものとします。 <table><tr><th>搬送の方法</th><th>内容</th></tr><tr><td><u>(ア) 災害対策本部職員による搬送</u></td><td><u>物資・給水部が連携して直接搬送します。なお、物資・給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣を要請して対応します。</u></td></tr><tr><td><u>(イ) 防災関係民間団体等による搬送</u></td><td><u>本章「第 17 節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送し</u></td></tr></table>	搬送の方法	内容	<u>(ア) 災害対策本部職員による搬送</u>	<u>物資・給水部が連携して直接搬送します。なお、物資・給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣を要請して対応します。</u>	<u>(イ) 防災関係民間団体等による搬送</u>	<u>本章「第 17 節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送し</u>	
種類	搬送の方法													
<u>ペットボトル飲料水</u>	<u>① 物資・給水部物資班が公用車や調達した車両により搬送します。</u> <u>② 協定締結事業者へ依頼し搬送します。その際は、車両への積載は物資・給水部物資班が行います。</u>													
<u>飲料水又は医療用水</u>	<u>応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車に災害用指定配水池(平塚配水池等)及び非常用貯水タンク等から給水し搬送します。</u>													
搬送の方法	内容													
<u>(ア) 災害対策本部職員による搬送</u>	<u>物資・給水部が連携して直接搬送します。なお、物資・給水部の職員で対応が困難な場合は他部班の職員を派遣を要請して対応します。</u>													
<u>(イ) 防災関係民間団体等による搬送</u>	<u>本章「第 17 節 自主防災組織等の活動」に掲げる防災関係民間団体等に対し、協力を要請し、又は業務委託し、搬送し</u>													

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）			旧（改訂前）			備考欄
	生活用水	① 物資・給水部給水班が公用車や調達した車両に積載した給水タンクで搬送します。			ます。	
		②警防部へ依頼し消防ポンプ車等車両により搬送します。			本章「第5節 応援要請及び受援」により他の地方公共団体に	
		③ 応援水道事業者、災害時相互応援協定自治体、自衛隊等の給水車にて運搬します。ただし、生活用水を給水車に積載する際は事前に使用する給水車を保有する機関と協議します。	(ウ) 応援自治体、自衛隊等による搬送		対しては統括部職員・受援班、自衛隊等へは統括部統括班から県を通じ協力を要請し、搬送します。	
			(エ) ボランティア等による搬送		ボランティア部との協議により、個人又は団体等のボランティアに協力要請し、搬送します。	
			(オ) 協定締結事業者による直接搬送		協定締結事業者に協力要請し、直接目的の場所まで搬送します。	
(7) 給水の方法			(4) 給水の方法			
ア 給水の時期及び給水方法			ア 給水の時期及び給水方法			
(ア) 給水の時期			(ア) 給水の時期			
被災者等への給水は、水道の被害状況や復旧の見通し等を総合的に判断し、速やかに行います。			被災者等への給水は、水道の被害状況交通の状況、給水体制の進行状況等を総合的に判断し、必要の都度行います。			

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
(イ) 給水の方法 飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池(平塚配水池等)からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。 a 給水容器等 飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。 b 医療用水の給水 医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、給水車で行います。 (ウ) 避難所運営委員会等による給水 a 飲料水等の給水は、物資・給水部、避難部避難班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。ただし、必要な場合は、応援自治体及び自衛隊等に対して協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。 イ 給水の場所 飲料水及び生活用水の給水は、原則として非常用貯水タンク及び避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、公民館、公園等の適切な場所を給水場所(以下「一般給水拠点」という。)に指定し、給水します。 ウ 飲料水の給水順位 飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。	(イ) 給水の方法 飲料水等は、備蓄しているペットボトルを搬送するほか、給水車、及び消防ポンプ車等車両による県企業庁の災害用指定配水池(平塚配水池等)からの搬送、市及び県が設置した非常用貯水タンクの貯水を汲み上げる方法などで行います。 a 給水容器等 飲料水及び生活用水の給水容器は、原則、被災者が各自用意します。 b 医療用水の給水 医療用水の給水は、要請のあった医療機関等と調整し、状況に応じた適切な方法で行います。 (ウ) 避難所運営委員会等による給水 a 飲料水等の給水は、物資・給水部、避難部避難班が相互に協力して行うものとしますが、避難所での供給は避難所運営委員会やボランティア等が行うものとします。 b 必要な場合は、民間団体、応援自治体及び自衛隊等に対して統括部統括班が協力要請を行います。なお、自衛隊に対しては県を通じて協力要請を行います。 イ 給水の場所 飲料水及び生活用水の給水は、原則として避難所で行います。ただし、被害の状況等により必要な場合は、公民館、公園等の適当な場所を給水場所(以下「一般給水拠点」という。)に指定し、給水します。 ウ 飲料水の給水順位 飲料水を給水する場合は、原則として次の順位で行うものとします。	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄								
（ア）医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設 （イ）避難所 （ウ）一般給水拠点 <u>（エ）給食調理施設</u> <u>（オ）その他必要と認められる場所</u> エ 給水上の配慮 飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。 （ア）高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮 （イ）給水の迅速性、確実性、公平性の確保 （ウ）衛生上の配慮 <u>（8）</u> 県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者<u>等</u>との連携 飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者<u>等</u>と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。 2 物資等供給 （2）供給業務の手順及び分担 イ 供給業務の分担 <table><tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr><tr><td>避難部給食班</td><td>① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食<u>センター</u>及び学校給食施設の利用調整</td></tr></table> （6）物資等の取扱い	関係部等	分担業務	避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食 <u>センター</u> 及び学校給食施設の利用調整	（ア）医療機関、臨時救護所又は社会福祉施設等の緊急性の高い施設 （イ）避難所<u>及び給食調理施設</u> （ウ）一般給水拠点 エ 給水上の配慮 飲料水等の給水に当たっては、特に次の点に留意するものとします。 （ア）高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者及び負傷者に対する配慮 （イ）給水の迅速性、確実性、公平性の確保 （ウ）衛生上の配慮 <u>（9）</u> 県企業庁平塚水道営業所、協定締結事業者との連携 飲料水等の確保及び給水に当たっては、神奈川県企業庁平塚水道営業所及び協定締結事業者と緊密な連携を保ち、相互に協力し、円滑な給水活動が行われるよう努めます。 2 物資等供給 （2）供給業務の手順及び分担 イ 供給業務の分担 <table><tr><th>関係部等</th><th>分担業務</th></tr><tr><td>避難部給食班</td><td>① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食<u>共同調理場</u>及び学校給食施設の利用調整</td></tr></table> （6）物資等の取扱い	関係部等	分担業務	避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食 <u>共同調理場</u> 及び学校給食施設の利用調整	
関係部等	分担業務									
避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食 <u>センター</u> 及び学校給食施設の利用調整									
関係部等	分担業務									
避難部給食班	① 被災者等への炊出し等に係る調理、給食 ② 学校給食 <u>共同調理場</u> 及び学校給食施設の利用調整									

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄																
ア 受入れ及び保管(地域内輸送拠点) （ア） 物資等の受入れの場所は、地域内輸送拠点とします。なお、地域内輸送拠点の開設<u>候補地</u>は次のとおりとし、<u>災害の規模や施設の状況により決定</u>します。地域内輸送拠点を使用する見込みのある場合には、ただちに各施設管理者へ連絡し、被災状況等を確認して開設の調整をします。	ア 受入及び保管(地域内輸送拠点) （ア） 物資等の受入れの場所は、地域内輸送拠点とします。なお、地域内輸送拠点の開設<u>優先順位</u>は次のとおりとします。地域内輸送拠点を使用する見込みのある場合には、ただちに各施設管理者へ連絡し、被災状況等を確認して開設の調整をします。																	
<table><tr><th colspan="2">地域内輸送拠点</th></tr><tr><td>1</td><td> <u>平塚中央青果卸売株式会社</u>平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1 <u>JA全農青果センター株式会社神奈川センター(協定締結事業者)</u> <u>平塚市東八幡5－5－1</u> </td></tr><tr><td>2</td><td>総合防災基地(平塚市総合公園 <u>陸上競技場(雨天練習場)</u>・<u>野球場軒下</u>) 平塚市大原1</td></tr><tr><td>3</td><td>その他、地域内輸送拠点に適する場所</td></tr></table>	地域内輸送拠点		1	<u>平塚中央青果卸売株式会社</u>平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1 <u>JA全農青果センター株式会社神奈川センター(協定締結事業者)</u> <u>平塚市東八幡5－5－1</u>	2	総合防災基地(平塚市総合公園 <u>陸上競技場(雨天練習場)</u> ・ <u>野球場軒下</u>) 平塚市大原1	3	その他、地域内輸送拠点に適する場所	<table><tr><th><u>優先順位</u></th><th>地域内輸送拠点</th></tr><tr><td>1</td><td>平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1</td></tr><tr><td>2</td><td>総合防災基地(平塚市総合公園 <u>総合体育館</u>) 平塚市大原1</td></tr><tr><td>3</td><td>その他、地域内輸送拠点に適する場所</td></tr></table>	<u>優先順位</u>	地域内輸送拠点	1	平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1	2	総合防災基地(平塚市総合公園 <u>総合体育館</u>) 平塚市大原1	3	その他、地域内輸送拠点に適する場所	新たに協定を締結し、民間施設が加わったため、状況に応じて拠点を選択できるよう変更
地域内輸送拠点																		
1	<u>平塚中央青果卸売株式会社</u>平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1 <u>JA全農青果センター株式会社神奈川センター(協定締結事業者)</u> <u>平塚市東八幡5－5－1</u>																	
2	総合防災基地(平塚市総合公園 <u>陸上競技場(雨天練習場)</u> ・ <u>野球場軒下</u>) 平塚市大原1																	
3	その他、地域内輸送拠点に適する場所																	
<u>優先順位</u>	地域内輸送拠点																	
1	平果地方卸売市場(協定締結事業者) 平塚市四之宮1－7－1																	
2	総合防災基地(平塚市総合公園 <u>総合体育館</u>) 平塚市大原1																	
3	その他、地域内輸送拠点に適する場所																	
第14節 被災後の生活対策 1 指定避難所の開設 (P154) (4) 指定避難所開設時の措置等 ウ 避難者を受け入れたとき避難所配備職員は、「避難所状況集約用紙」等により<u>避難部避難班</u>へ速やかに避難者数の報告を行います。	第14節 被災後の生活対策 1 指定避難所の開設 (P154) (4) 指定避難所開設時の措置等 ウ 避難者を受け入れたとき避難所配備職員は、「避難所状況集約用紙」等により速やかに避難者数の報告を行います。																	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
2 指定避難所の運営 (3) 運営における各種対策 イ 生活環境整備 (略) (キ) 女性、子育て家庭、<u>セクシュアルマイノリティ</u>等への配慮 ウ 要配慮者、外国人等 高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人等様々な方が避難することが考えられ、それぞれに配慮した対応を行います。 エ <u>男女共同参画による運営</u> <u>女性や子育て家庭の運営参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めます。</u> オ 防犯対策 [以降、項番修正] 4 要配慮者対策 (3) 福祉避難所の開設と運営 要配慮者の円滑な利用の確保、相談、その他の支援を受けることができ、要配慮者の良好な生活環境を確保する場所として、福祉避難所を「福祉避難所一覧」のとおりとしています。 ア 福祉避難所の開設 (ア) 災害対策本部における担当 災害対策本部における担当は保健医療福祉部<u>要配慮者班</u>とします。 <u>(4) 災害救助法による福祉サービスの提供</u>	2 指定避難所の運営 (3) 運営における各種対策 イ 生活環境整備 (略) (キ) 女性、子育て家庭等への配慮 ウ 要配慮者、外国人等 高齢者や障がい者、妊婦、乳幼児、外国人、<u>セクシャルマイノリティ</u>等様々な方が避難することが考えられ、それぞれに配慮した対応を行います。 (追加) エ 防犯対策 4 要配慮者対策 (3) 福祉避難所の開設と運営 要配慮者の円滑な利用の確保、相談、その他の支援を受けることができ、要配慮者の良好な生活環境を確保する場所として、福祉避難所を「福祉避難所一覧」のとおりとしています。 ア 福祉避難所の開設 (ア) 災害対策本部における担当<u>部</u> 災害対策本部における担当<u>部</u>は保健医療福祉部とします。 (追加)	・ 災害対策基本法改正・防災基本計画改訂による追記

改訂箇所

40 / 55

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>市長が実施します。</u> <u>ウ 救助期間は災害発生の日から原則として 10 日以内に完了します。</u> <u>(2) 災害救助法の障害物の除去の対象者及び除去対象範囲</u> <u>対象者は、半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者となります。また、対象範囲は、生活上欠くことのできない場所(居室、台所、玄関、便所、入り口が閉鎖された場合の玄関周り等)が対象となります。</u> <u>(3) 災害救助法の対象経費</u> <u>ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、工事等事務費等一切の経費が対象となります。</u> <u>(4) その他の支援制度の利活用</u> <u>土木復旧部土木復旧班は、災害の状況により、宅地内にある障害物(廃棄物・土砂の排出)の除去に関して次の災害救助法以外の支援制度の活用について検討します。検討にあたっては、国、県、環境衛生部と協議します。</u> <u>ア 災害等廃棄物処理事業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助)</u> <u>イ 堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助(対象は土砂のみ))</u> 6 仮設住宅等応急住宅対策 (1) 実施機関 ア 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程度等	5 仮設住宅等応急住宅対策 (1) 実施機関 ア 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事が実施します。ただし、被害の程	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
により、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を県知事から委任されたときは、市長（<u>建築判定・住宅部住宅応急対策班及び住宅班</u>）が実施します。 第15節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動 3 遺体対策等 （3）遺体の対策等 ア 遺体の検案等 （ア）遺体の検視・検案に関する機関別活動内容 d 平塚歯科医師会 <u>平塚</u>歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力します。 第20節 被災者の生活再建支援 (P179) 1 罹災証明書等の発行 （2）発行の手続き等 イ 被害調査の実施と<u>被災</u>者台帳の作成 （イ） <u>被災</u>者台帳の作成 総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、<u>被災</u>者台帳を作成します。 ウ 証明書の発行 （ア） <u>被災</u>者台帳に基づく発行 罹災証明書（<u>自然災害関係</u>）の発行は、罹災証明申請書（自然災害関係）により被災者の申請を受け、上記<u>被災</u>者台帳の<u>確認により</u>行います。	度等により、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を県知事から委任されたときは、市長が実施します。 第15節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動 3 遺体対策等 （3）遺体の対策等 ア 遺体の検案等 （ア）遺体の検視・検案に関する機関別活動内容 d 平塚<u>市</u>歯科医師会 <u>市</u>歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力します。 第20節 被災者の生活再建支援 (P178) 1 罹災証明書等の発行 （2）発行の手続き等 イ 被害調査の実施と<u>罹災</u>者台帳の作成 （イ） <u>罹災</u>者台帳の作成 総務部罹災証明班及び警防部消防署班は、上記被害調査の結果をもとに、<u>罹災</u>者台帳（<u>被災者調査票</u>）を作成します。 ウ 証明書の発行 （ア） <u>罹災</u>者台帳に基づく発行 罹災証明書の発行は、罹災証明申請書（自然災害関係）により被災者の申請を受け、上記<u>罹災</u>者台帳で<u>確認し、罹災証明書（自然災害関係）により行います。ただし、</u>火災関係の<u>罹</u>災証明書の様式は、	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>なお</u>、火災関係の罹災証明書の様式は、り罹災証明申請書（火災関係）及び罹災証明書（火災関係）とします。 （イ）再調査等の実施 <u>被災者台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めま</u> <u>す。</u> 2 生活再建支援 （4）<u>被災者台帳の作成</u> <u>統括部統括班及び関係部班は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施します。</u> [以降、項番修正] （6）<u>広域一時滞在受入先自治体への情報提供</u> <u>統括部広聴班及び秘書広報部広報班は広域一時滞在の受入先の自治体との間で、被災者台帳などの被災住民に関する情報を提供します。</u> [以降、項番修正] （14）被災者生活再建に関する支援体制の構築 <u>ア 各種被災者支援施策の実施</u> <u>統括部広聴班及び関係各部班は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を把握できるよう広報します。</u> <u>イ 独自の支援措置の検討</u> <u>統括部は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自</u>	<u>罹</u>災証明申請書（火災関係）及び罹災証明書（火災関係）とします。 （イ）再調査等の実施 <u>罹災者</u>台帳で確認できない場合又は被災者から証明の内容に不服の申立てがあった場合の必要な再調査等について、別に定めま す。 2 生活再建支援 （追加） （追加） （12）被災者生活再建に関する支援体制の構築 <u>罹災証明書の発行、義援金の給付等多岐にわたる被災者生活再建支援業務における支援の漏れや手続きの重複を防止し、一刻も早い被災者の生活支援を行うため、被災者生活再建支援の状況を一元的に管理する被災者台帳の作成や被災情報を効率的に処理するシステムを活用した支援体制の構築に努めます。</u>	・ 防災基本計画に 合わせて修正 ・ 災害対策基本法 改正・防災基本 計画改訂による 追記

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄												
<u>然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を検討します。</u> 第21節 教育対策 3 市の教育施設の応急復旧対策 (1) 被害状況等の報告<u>及び依頼</u> 学校(園)長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告・<u>依頼を</u>します。 <u>ア 報告</u> <u>(ア)</u> 施設、設備及び敷地の被害状況 <u>(イ)</u> 児童等の被災状況 <u>(ウ)</u> 教職員の被災状況 <u>(エ)</u> その他応急措置を必要と認める事項 <u>イ 依頼</u> <u>(ア) 施設の建築物応急危険度判定を依頼</u> 4 応急教育の実施 (3) 応急教育に伴う給食 エ 学校給食<u>センター</u>が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合 第22節 災害救助法関係 2 救助の内容及び期間等 (略) <table border="1"> <tr> <td>救助の内容</td><td>期間等</td><td>実施機関</td></tr> <tr> <td>(ク) 福祉サービスの</td><td>実施期間7</td><td>神奈川県(DWAT)</td></tr> </table>	救助の内容	期間等	実施機関	(ク) 福祉サービスの	実施期間7	神奈川県(DWAT)	第21節 教育対策 3 市の教育施設の応急復旧対策 (1) 被害状況等の報告 学校(園)長は、災害が発生したときには、速やかに次の事項について教育委員会に報告します。 ア 施設、設備及び敷地の被害状況 イ 児童等の被災状況 ウ 教職員の被災状況 エ その他応急措置を必要と認める事項 (追加) 4 応急教育の実施 (3) 応急教育に伴う給食 エ 学校給食<u>共同調理場</u>が避難者の炊き出しや給食のために使用される場合 第22節 災害救助法関係 2 救助の内容及び期間等 (略) <table border="1"> <tr> <td>救助の内容</td><td>期間等</td><td>実施機関</td></tr> <tr> <td>(追加)</td><td></td><td></td></tr> </table>	救助の内容	期間等	実施機関	(追加)			
救助の内容	期間等	実施機関												
(ク) 福祉サービスの	実施期間7	神奈川県(DWAT)												
救助の内容	期間等	実施機関												
(追加)														

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）			旧（改訂前）			備考欄
提供	日以内	の派遣等）平塚市 （巡回、福祉避難所 等）				・ 災害救助法改正 による追記
（ <u>ク</u> ）被災した住宅の 応急修理	3か月以内に 完了	平塚市	（ <u>ク</u> ）被災した住宅の 応急修理	3か月以内に 完了	平塚市	
[以降、項番修正]						
[地 震 災 害] 第 5 章 災害復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (P194) 3 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (3) 地域経済の復興施策に係わる調査 イ 地域への影響の把握 ○ 被災状況調査の概要フロー 罹災証明書<u>書</u>の発行及び災害見舞金 の支給			[地 震 災 害] 第 5 章 災害復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 (P192) 3 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査 (3) 地域経済の復興施策に係わる調査 イ 地域への影響の把握 ○ 被災状況調査の概要フロー 罹災証明の発行及び災害見舞金 の支給			
[特 殊 災 害] 第 6 章 特殊災害対策 第5節 火山災害対策 (P211) 1 本市に影響を及ぼすおそれのある火山			[特 殊 災 害] 第 6 章 特殊災害対策 第5節 火山災害対策 (P211) 1 本市に影響を及ぼすおそれのある火山			

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
(2) 富士山の概要 イ 影響範囲と避難対象エリア (ア) 降灰の影響想定範囲と避難対象エリア 《小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例》 (富士山火山避難基本計画(令和5年3月)から引用) (以降、「富士山火山広域避難計画(平成 28 年3月)」は「富士山火山避難基本計画(令和5年3月)」に統一) <u>(4) 想定される本市への被害</u> <u>本市は大規模噴火に伴い1cmから5cm程度の小さな噴石及び降灰の影響が想定されます。</u> <u>(5) 小さな噴石及び降灰によって生じる主な影響</u> <u>ア 小さな噴石</u> <u>小さな噴石とは、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことであり、火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合があります。</u> <u>直径 10 cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であり屋内に退避し安全を確保する必要があります。また、直径 10 cm を超えるサイズのものは内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要です。</u> <u>他地域の火山災害では、小さな噴石により自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されています。</u> <u>イ 降灰</u> <u>火山灰は徐々に降り積もり、触れても危険性は低いことから、緊急的・直接的な命の危険性は低い。一方、除去しない限りなくなるということから、物資輸送やライフラインの長期間影響が出る可能性がある</u>	(2) 富士山の概要 イ 影響範囲と避難対象エリア (ア) 降灰の影響想定範囲と避難対象エリア 《小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例》 (富士山火山広域避難計画(平成 28 年3月)から引用) (追加) (追加)	・ 富士山火山避難基本計画との整合 ・ 首都圏における広域降灰対策ガイドラインに合わせて追加

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄															
<u>り、また風による再移動や雨により固まる等の性質があることから、適切な除杯が必要です。</u> <u>降灰の主な特徴</u> <u>（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）から引用）</u> <u>降灰によって生じる主な影響の一覧</u> <u>（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）から引用）</u> <u>降灰により想定する被害の様相の区分</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>降灰量</th><th>被害の様相の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ステージ</u> <u>1</u></td><td><u>微量以上</u></td><td><u>鉄道等が停止する可能性があるなど、輸送・移動手段やライフラインに影響がでる可能性がある。</u></td></tr> <tr> <td><u>ステージ</u> <u>2</u></td><td><u>3cm 以上</u></td><td><u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的小さい。</u></td></tr> <tr> <td><u>ステージ</u> <u>3</u></td><td><u>3cm 以上</u></td><td><u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的大きい。</u></td></tr> <tr> <td><u>ステージ</u> <u>4</u></td><td><u>30cm 以上</u></td><td><u>降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。または降灰後土石流の危険がある。</u></td></tr> </tbody> </table> 2 <u>火山に関する情報及び伝達</u> (1) 噴火警報等の種類と発表	区分	降灰量	被害の様相の概要	<u>ステージ</u> <u>1</u>	<u>微量以上</u>	<u>鉄道等が停止する可能性があるなど、輸送・移動手段やライフラインに影響がでる可能性がある。</u>	<u>ステージ</u> <u>2</u>	<u>3cm 以上</u>	<u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的小さい。</u>	<u>ステージ</u> <u>3</u>	<u>3cm 以上</u>	<u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的大きい。</u>	<u>ステージ</u> <u>4</u>	<u>30cm 以上</u>	<u>降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。または降灰後土石流の危険がある。</u>	(図を追加) (図を追加) (追加) 2 <u>噴火警報・予報の種類及び伝達</u> (1) 噴火警報等の種類と発表	
区分	降灰量	被害の様相の概要															
<u>ステージ</u> <u>1</u>	<u>微量以上</u>	<u>鉄道等が停止する可能性があるなど、輸送・移動手段やライフラインに影響がでる可能性がある。</u>															
<u>ステージ</u> <u>2</u>	<u>3cm 以上</u>	<u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的小さい。</u>															
<u>ステージ</u> <u>3</u>	<u>3cm 以上</u>	<u>徒歩以外での移動手段が制限され、ライフライン等の被害が比較的大きい。</u>															
<u>ステージ</u> <u>4</u>	<u>30cm 以上</u>	<u>降雨時に木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。または降灰後土石流の危険がある。</u>															

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>火山活動が活発化すると、気象庁から火山に関する情報が発表されます。</u> （削除） <u>3 平常時の対策</u> <u>（1）市民や事業所等への普及啓発</u> <u>平時から、火山噴火後の降灰時に想定される交通支障や食料・水の不足、ライフラインの支障、健康被害等、降灰によって生じる影響を市民等に分かりやすく周知します。</u> <u>特に広域降灰対策の基本は、平時からの備蓄を活用して自宅等で生活を継続することである旨をしっかりと周知し、備蓄及び必要な場合の避難先の検討など日頃からの備えの重要性について、周知します。</u> <u>（2）降灰対策の検討</u> <u>本市は主として降灰の影響のみが想定される地域のため、内閣府（防災担当）が作成した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）」を基に各種降灰対策を検討します。</u> <u>（3）防災訓練等の実施</u>	<u>火山活動が活発化すると、気象庁から火山に関する情報が発表されます。</u> <u>3 発災直後の情報収集、連絡</u> <u>（1）災害情報の収集、連絡</u> <u>人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。</u> <u>（2）応急対策活動情報の連絡</u> <u>県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性を連絡します。</u> <u>情報連絡の方法は、有線電話（加入電話）、県防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、速やかに行います。</u> （追加）	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>火山に関する情報受伝達や降灰時の降灰調査等の火山防災訓練を実施します。</u> 4 <u>災害時の応急対策</u> (1) <u>災害発生直前の対策</u> ア <u>市民への情報の発信・周知啓発</u> <u>火山活動が活発化し、気象庁から火山に関する防災情報が発表された場合は、市は市民へ備蓄品確認を呼びかけ、降灰時の行動の周知、買占め抑制等の呼びかけを行います。</u> イ <u>関係機関のとりべき措置</u> <u>防災関係機関は、降灰の影響を受ける施設・設備の点検等を行います。</u> (2) <u>火山災害警戒本部の設置と運営</u> ア 市の活動体制 (ア) <u>噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、事前配備として火山災害警戒本部を設置します。また、火山災害の状況に応じて、災害対策本部を設置し、県に報告します。</u> (イ) <u>必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。</u> イ 火山災害警戒本部 (ア) <u>火山災害警戒本部設置基準</u> 副市長は、次の基準により「火山災害警戒本部」を設置します。 噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合で、災害対策本部を設置し総合的な応急対策を実施するまでに至らないが、防災事前配備を行う必要があると認めるとき。	4 <u>災害対策活動</u> (追加) (1) 市の活動体制 ア 噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、事前配備として火山災害警戒本部を設置します。また、火山災害の状況に応じて、災害対策本部を設置し、県に報告します。 イ 必要に応じて、県又は他市町村に応援要請をします。 (2) 火山災害警戒本部 ア 火山災害警戒本部設置基準 副市長は、次の基準により「火山災害警戒本部」を設置します。 噴火警戒レベル3以上の噴火警報が発表され、本市域に火山災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合で、災害対策本部を設置し総合的な応急対策を実施するまでに至らない	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄										
<u>(イ)</u>火山災害警戒本部の廃止 災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれなくなったと認められたときは、火山災害警戒本部を廃止します。 <u>(ウ)</u>火山災害警戒本部の組織 火山災害警戒本部の組織については、市長室主管の副市長を本部長とし、平塚市 災害対策本部要綱に準じます。 <u>(エ)</u>火山災害警戒本部の設置場所 火山災害警戒本部は、市庁舎本館に設置します。 <u>(オ)</u>火山災害警戒本部の運営 副市長は、火山災害警戒本部を統括し、次に掲げる項目について、迅速かつ正確な対策を図るための応急対策について総合調整を行います。 <table><tr><th>項目</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td><u>情報収集、伝達</u></td><td>・ <u>火山に関する情報の収集及び伝達</u></td></tr><tr><td><u>広報</u></td><td>・ <u>市民等への火山に関する情報や備えについての広報</u></td></tr><tr><td><u>降灰対策</u></td><td>・ <u>道路の除灰準備</u> ・ <u>各施設における降灰対策・除灰準備</u> ・ <u>火山灰の仮置場の選定</u></td></tr><tr><td><u>その他の応急対策</u></td><td>・ <u>その他、火山噴火後に実施する各種応急対策の準備</u></td></tr></table> <u>(カ)</u>職員の動員・配備 動員(配備)については次のとおりですが、細部については「平	項目	主な対策等	<u>情報収集、伝達</u>	・ <u>火山に関する情報の収集及び伝達</u>	<u>広報</u>	・ <u>市民等への火山に関する情報や備えについての広報</u>	<u>降灰対策</u>	・ <u>道路の除灰準備</u> ・ <u>各施設における降灰対策・除灰準備</u> ・ <u>火山灰の仮置場の選定</u>	<u>その他の応急対策</u>	・ <u>その他、火山噴火後に実施する各種応急対策の準備</u>	が、防災事前配備を行う必要があると認めるとき。 <u>イ</u> 火山災害警戒本部の廃止 災害対策本部が設置されたとき又は災害のおそれなくなったと認められたときは、火山災害警戒本部を廃止します。 <u>ウ</u> 火山災害警戒本部の組織 火山災害警戒本部の組織については、市長室主管の副市長を本部長とし、平塚市 災害対策本部要綱に準じます。 <u>エ</u> 火山災害警戒本部の設置場所 火山災害警戒本部は、市庁舎本館に設置します。 <u>オ</u> 火山災害警戒本部の運営 副市長は、火山災害警戒本部を統括し、次に掲げる項目について、迅速かつ正確な対策を図るための応急対策について総合調整を行います。 (追加) <u>カ</u> 職員の動員・配備 動員(配備)については次のとおりですが、細部については「平	
項目	主な対策等											
<u>情報収集、伝達</u>	・ <u>火山に関する情報の収集及び伝達</u>											
<u>広報</u>	・ <u>市民等への火山に関する情報や備えについての広報</u>											
<u>降灰対策</u>	・ <u>道路の除灰準備</u> ・ <u>各施設における降灰対策・除灰準備</u> ・ <u>火山灰の仮置場の選定</u>											
<u>その他の応急対策</u>	・ <u>その他、火山噴火後に実施する各種応急対策の準備</u>											

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
塚市風水害体制マニュアル」の風水害警戒本部に準じます。 <u>a 動員の発令</u> <u>b 参集場所</u> 職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。 ただし、<u>部長に指示された職員は</u>、その指定された場所とします。 <u>(キ) 動員の発令による配備の場合の伝達方法</u> <u>a 勤務時間中</u> 災害対策課が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。 <u>b 勤務時間外</u> 「平塚市風水害体制マニュアル」に準じて伝達します。 <u>(ク) 配備状況の報告</u> <u>平塚市職員参集システムにより報告します。ただし、当該システムによる報告が困難な場合、各部長は直ちに</u>、職員の配備状況について「配備人員報告書」により<u>統括部職員・受援班</u>へ配備職員数等を報告します。 <u>(3) 災害対策本部の設置と運営</u> <u>災害対策本部の設置と運営は、「第4章 災害時の応急対策 第4節 災害対策本部の設置と運営」に準じます。</u>	塚市風水害体制マニュアル」の風水害警戒本部に準じます。 <u>(ア) 動員の発令</u> <u>(イ) 参集場所</u> 職員の参集場所は、原則として平常時の勤務場所とします。ただし、<u>次の場合は</u>その指定された場所とします。 <u>キ 動員の発令による配備の場合の伝達方法</u> <u>(ア) 勤務時間中</u> 災害対策課が、庁内放送を通じて速やかに伝達します。なお、出先機関については平常組織における部長から伝達します。 <u>(イ) 勤務時間外</u> 「平塚市風水害体制マニュアル」に準じて伝達します。 <u>ク 配備状況の報告</u> <u>該当の部長は、火山災害警戒本部が設置されたときには直ちに</u>、職員の配備状況について「配備人員報告書」により<u>職員課</u>へ配備職員数等を報告します。 <u>(3) 市の応急対策活動</u> <u>ア 自衛隊の災害派遣要請に関する求め、連絡等</u> <u>イ 負傷者の救助・救急活動</u> <u>ウ 消火活動の実施</u> <u>エ 救護所の設置</u> <u>オ 市民に対する災害広報の実施</u> <u>カ 市民に対する避難情報の発令及び周知</u> <u>キ 帰宅困難者への対応</u>	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>（４）噴火発生後の応急対策</u> <u>ア 情報収集</u> <u>噴火に伴う、市域内の降灰状況等の情報を収集します。</u> <u>イ 避難対策</u> <u>（ア）富士山の避難対策概要</u> <u>富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難計画に基づいて、避難対策を実施します。</u> <u>市は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、噴火開始直後の避難対策と噴火開始後の避難対策に分けて実施するよう努めます。</u> <u>a 噴火開始直後の避難の考え方</u> <u>降灰及び小さな噴石の対策について、どの方向に降灰等があるか特定できるまでは、降灰可能性マップにおいて 30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm以上の降灰が想定される範囲（影響想定範囲）及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。</u> <u>b 噴火開始後の避難の考え方</u>	<u>ク 緊急輸送路の確保</u> <u>ケ 降灰対策</u> <u>コ その他必要な措置</u> <u>（４）県の応急対策活動</u> <u>ア 広域的な応援要請</u> <u>イ 自衛隊の災害派遣要請</u> <u>ウ 医療救護活動の実施</u> <u>エ 車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段の確保</u> <u>オ その他必要な措置</u>	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>火口の位置及び噴火形態が把握され、噴火の規模が予測できた後には、降灰及び小さな噴石に対して、状況に応じた避難の呼びかけを行います。</u> <u>（イ）富士山の火山現象別の避難対策</u> <u>a 降灰</u> <u>降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とします。ただし、降灰量 30cm以上など木造家屋が倒壊するおそれのある状況には、避難等の行動をとる必要があります。降灰の予想を考慮して避難情報の発令を検討します。</u> <u>b 小さな噴石</u> <u>小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内退避とします。</u> <u>c 降灰後土石流</u> <u>国土交通省が行う緊急調査の結果により、関係自治体等に通知される土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難開始基準を設定します。</u> <u>なお、降灰の影響が広範囲に及ぶ場合は、土砂災害緊急情報の発表までに時間を要する場合もあることから、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行うこととします。</u> <u>ウ 降灰対策</u> <u>（ア）降灰時の応急対策の基本方針</u>		

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
<u>降灰による災害の特徴を踏まえて、「できる限り降灰域に留まって自宅等で生活を継続する」ことを降灰対策の基本方針とします。ただし、降灰後土石流が想定される範囲、降灰量が30cm以上となった地域は地域外への避難を実施します。</u> <u>（イ）降灰時の主要な応急対策</u> <u>降灰時の主要な応急対策は次のとおりとします。詳細は「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）」に記載された対策の基本方針によるものとします。</u> <u>a 市民の安全確保</u> <u>b 降灰予測・状況把握、情報の発信・周知啓発</u> <u>c 輸送・移動手段、物資供給、ライフライン</u> <u>d 火山灰の処理</u> <u>（ウ）降灰による被害の様相の区分と対策の基本的な考え方</u> <u>「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）」で設定された被害の様相の区分と基本的な考え方は次のとおりです。</u> <u>（以下、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン（令和7年3月）」より引用）</u> （削除）	<u>（5）県警察の応急対策活動</u> <u>ア 被災状況の把握</u> <u>イ 市民に対する避難誘導</u> <u>ウ 緊急交通路確保のための交通規制</u> <u>エ 交通情報の収集・広報</u> <u>オ その他の必要な措置</u>	

平塚市地域防災計画（風水害等対策計画）新旧対照表

改訂箇所

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考欄
（削除）	<u>5 避難対策</u>	
（削除）	<u>6 降灰対策</u>	